

公共北第2077号
令和6年7月17日

北海道教育委員会教育長
各市町村教育委員会教育長
関係市町村長様
(総務担当部課長)
公立大学等の長

公立学校共済組合北海道支部長
(公印省略)

40歳未満の組合員に係る健康診断の記録の提供について(依頼)

平素より当共済組合の保健事業について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、公立学校共済組合北海道支部では、令和7年度から、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条に基づき、40歳未満の組合員の健康診断の記録の収集を行います。

健康診断の記録の内容及び提供方法については次のとおりですので、関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、令和6年度に実施した健康診断について記録の提供が可能な場合は、先立って提供して差し支えありません。

また、40歳以上74歳以下の組合員については、同法に基づき引き続き健康診断の記録の提供を依頼しますので、よろしくお願ひします。

記

1 提供を依頼するデータ

貴職が所管する所属所の40歳未満の組合員(短期組合員を含む)に係る健康診断の記録の写し

2 健診項目

別紙「40歳未満における健診項目」及び「標準的な質問票」のとおり

なお、40歳以上74歳以下における健診項目及び標準的な質問票については令和6年3月13日付け公共北第2153号にて通知したとおり変更ありません。

3 提供方法

健康診断実施後速やかに、厚生労働省の定める電子的なデータ標準様式に基づき作成されたXMLファイルを光ディスクに収録して提出してください。

ただし、XMLファイルの作成が困難な場合は、健診結果(問診票回答含む)を収録したExcelファイル(csv形式も可)又は対象者ごとの健康診断結果通知書の写し及び問診票の写し(紙コピー)を提出してください。

4 費用負担等

(1) データの作成(健康診断の記録を、共済組合への提供を前提としたデータとしてあらためて作成した、又は加工した場合に限る。)及び共済組合への送付に関して生じ

た費用は、共済組合が負担します。

(2) 上記(1)に係る費用は、データの提供の際に、当該費用を実際に負担した学校設置者又は健診機関等から共済組合に請求するものとします。

5 覚書について

学校設置者、定期健康診断実施医療機関及び当支部の三者で取り交わしている「特定健康診査に係る健康診断の記録の提供等に関する覚書」について、令和7年度以後は40歳未満の組合員を含む内容で作成を依頼する予定です。

6 参考法令及び通知等（別紙参照）

- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条
- ・ 厚生労働省通知「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号、令和5年7月31日一部改正）

〔 企画福祉係
電話 011-231-4111（内線 35-363） 〕